

香川県労働委員会年報

(令和2年度)

香川県労働委員会事務局

第46期 香川県労働委員会委員

(令和元年12月1日～令和3年11月30日)

(公益委員)

会 長



松尾 邦之

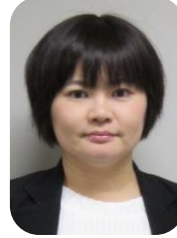
会長代理



井上 昭雄



安井 順子



佐藤 倫子



石合 由明

(労働者委員)



森 信夫



榎原 一吉



福家 良一



河元 幸



白石 恵子

(使用者委員)



窪田 伸一



島田 新一



杉ノ内 謙三



高橋 寛栄



友時 好敬

はじめに

この度、令和2年度に本県労働委員会が取り扱った、労働争議に係る調整事件、不当労働行為事件の審査、個別労働関係紛争のあっせんその他の運営活動状況を収録した「香川県労働委員会年報（令和2年度）」を刊行しました。

この冊子が、日頃労使関係の業務に携わり、労使問題に関心を寄せられている方々にとって、少しでも参考となり、また、労働委員会への理解を深めていただける一助となれば幸いです。

令和3年5月

香川県労働委員会

事務局長 河内 一裕

注 意

- ・ 令和2年度中に取り扱った事件などが解決せずに翌年度に繰越しになったものについては、令和3年3月31日現在の状況を示している。
- ・ 記載の区分などについては、中央労働委員会「都道府県労働委員会状況報告要領」等に基づいている。

目次

第1章 労働委員会の概要

第1節 労働委員会の沿革	1
第2節 労働委員会の組織と機構	3
1 委員	3
2 あっせん員候補者	4
3 事務局	5

第2章 労働委員会の会議

第1節 総会	6
第2節 公益委員会議	8
第3節 連絡会議等	8

第3章 労働争議の調整

第1節 調整事件（あっせん・調停・仲裁）	11
1 調整事件の取扱状況	11
2 調整事件の一覧	13
3 調整事件の概要	13
第2節 労働争議の実情調査	14
1 労働争議の予告件数	14
2 実情調査の一覧	14
第3節 集団的労使関係に係る相談	15

第4章 不当労働行為事件の審査

第1節 不当労働行為事件	16
1 不当労働行為の取扱状況	16
2 審査の目標期間の達成状況	18
3 不当労働行為事件の一覧	18
4 不当労働行為事件の概要	18
第2節 再審査事件・行政訴訟事件	18
1 再審査事件	18
2 行政訴訟事件	18

第5章 労働組合

第1節 労働組合の資格審査	19
1 資格審査の取扱状況	19
2 資格審査の一覧	19
第2節 認定告示	19
第3節 労働協約の拡張適用	19

第6章 個別労働関係紛争のあっせん

第1節 あっせん事件	20
1 あっせん事件の取扱状況	20
2 あっせん事件の一覧	22
3 あっせん事件の概要	23
第2節 個別労働関係に係る相談	26

第7章 委員会の様々な活動

第1節 委員による労働相談	27
1 専門労働相談	27
2 無料労働問題相談会	27
第2節 出前講座	29
第3節 研修	29
1 中央労働委員会の研修	29
2 四国ブロックの研修	31
第4節 広報状況	31
1 専門労働相談	31
2 無料労働問題相談会	31

資 料

1 年次別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）	32
2 調整事件・年次別終結状況	33
3 不当労働行為事件・年次別終結状況	34
4 個別労働関係紛争あつせん事件・年次別終結状況	35
5 年度別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）	35
6 調整事件・年度別終結状況	36
7 不当労働行為事件・年度別終結状況	36
8 個別労働関係紛争あつせん事件・年度別終結状況	36

第1章 労働委員会の概要

第1節 労働委員会の沿革

- 昭和20年12月、団結権の保証と団体交渉権の保護、助成によって労働者の地位向上を図ることを目的として労働組合法が制定され、これらの実際の運用にあたる行政機関として「労働委員会（中央労働委員会及び各都道府県地方労働委員会）」が設置されることとなった。

香川県においても、昭和21年2月1日付けで労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び第三者委員各5名が第1期の委員として任命され、同年3月1日の同法施行と同時に「香川県地方労働委員会」が発足した。
- 昭和21年9月、労働関係調整法の制定により、あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明確化され、労働委員会の調整機能が具体化された。
- 昭和22年10月、国家公務員法の制定により、一般職の国家公務員は労働組合法や労働関係調整法の適用が除外され、昭和23年7月、政令第201号の公布により、国又は地方公共団体の職員は、団体交渉及び争議行為が禁止された。このため、官公庁関係の事案は、労働委員会の管轄から外された。
- 昭和24年6月、労働組合法の全部改正、労働関係調整法の第1次改正があり、労働委員会の権限の再編成が行われた。すなわち、調整的権限の一部が外されたのに対し、労働組合の資格審査及び旧労働組合法第11条関係を引き継ぐものとして、不当労働行為の審査、処分等の権限が与えられ、これらの準司法的権限は、公益委員（旧法の第三者委員を改称）の専管事項とされた。また、中央労働委員会に、優先管轄権、再審査権及び規則制定権が与えられた。

同年8月、上記改正に基づき、労働委員会の業務処理上の全般的な手続を規定した中央労働委員会規則が公布された。
- 昭和27年7月、労働組合法、労働関係調整法の第2次改正が行われた。労働関係調整法関係では、緊急調整制度の新設、公益事業における争議行為予告通知制度の採用、特別調整委員制度の新設及び仲裁制度の改正が行われた。

また、この改正の一環として地方公営企業労働関係法の公布があり、地方公営企業の職員の労働関係は、原則として労働関係調整法によることとなった。
- 昭和37年5月、行政事件訴訟法、同年9月、行政不服審査法が制定され、これに伴う労働組合法の訴訟に関する規定が改正された。

同年11月、中央労働委員会規則が改正され、その名称も労働委員会規則と改められた。
- 昭和40年5月、ILO87号条約の国会承認と同時に地方公営企業労働関係法、労働委員会規則が改正され、同年8月15日から施行された。すなわち、地方公営企業に従事する職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、地方労働委員会が認定して告示することとなった。
- 昭和41年4月、労働組合法の一部改正により、委員の任期が1年から2年に改正され、同

日以降任命される委員に適用されることとなった。本県では、昭和 42 年 6 月任命の第 20 期委員から適用された。

- 昭和 46 年 5 月、労働組合法の一部改正が行われ、中央労働委員会においては、審査事件処理上、各側委員の委員数が 7 名から 8 名に改正された。
- 昭和 52 年 4 月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速かつ公正な処理を促進するための所要の規定が整備された。
- 昭和 53 年 5 月、労働組合法、同法施行令の一部改正により、東京都、大阪府、北海道及び福岡県の各地方労働委員会並びに中央労働委員会の委員定数増が図られた。
- 国鉄、電電、専売の三公社の民営化に伴い、昭和 62 年 4 月、公共企業体等労働関係法が国営企業労働関係法となり、公共企業体等労働委員会も国営企業労働委員会に改組された。
- 昭和 63 年 6 月、労働組合法等の一部改正により、同年 10 月、中央労働委員会に国営企業労働委員会が統合され、委員数も公労使各側 13 名に改正された。
- 行政手続法の制定に伴い、平成 5 年 11 月、労働組合法の一部改正が行われ、労働委員会がする処分については、行政手続法の一部適用除外とされた。
- 平成 11 年 7 月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる地方分権一括法）の制定に伴い、機関委任事務とされていた地方労働委員会の事務は、平成 12 年 4 月から自治事務に位置付けられた。
- 平成 13 年 1 月に施行された独立行政法人通則法により、独立行政法人制度が創設された。これに伴い、特定独立行政法人とその職員に係る労働関係については、国営企業事件の場合と同様に中央労働委員会が不当労働行為事件の審査や紛争の調整等を行うなどの、労働組合法等の一部改正が行われた。また、中央省庁等改革により、労働省と厚生省が統合されて新たに厚生労働省が設置された。
- 平成 13 年 6 月、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律が成立し、同年 10 月 1 日に施行された。国（労働局）においては、紛争調整委員会によるあっせん制度の創設等による総合的な個別労働紛争解決システムの整備が図られた。
同年 10 月 1 日、知事から、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき「個別的労使紛争に係るあっせん等に関する要綱」に規定する個別的労使紛争のあっせん及び相談に関する事務の委任を受け、個別的労使紛争解決サービスを開始した。
- 平成 15 年 3 月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速な処理を促進するための審査手続の充実及び地方労働委員会事務の自治事務化の趣旨を踏まえた規定の整備等が行われた。
- 平成 17 年 1 月、不当労働行為事件の審査期間の著しい長期化、救済命令等に対する取消率の高さ等の状況を踏まえ、審査の迅速化及び的確化を図るという観点から、労働組合法、同法施行令及び労働委員会規則の一部が改正され、審査手続及び審査体制の整備等に関して所要の改正が行われた。
また、「地方労働委員会」の名称が「都道府県労働委員会」に改められたことから、本県労働委員会についても「香川県労働委員会」と改められた。

- 行政組織の効率化を推進するため、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 26 号）」により、船員労働委員会は、平成 20 年 9 月 30 日限りで廃止され、その事務のうち、船員の集団的労使紛争の解決等の事務（不当労働行為事件の審査、労働争議のあつせん、調停、仲裁等）は、平成 20 年 10 月 1 日から、中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

第 2 節 労働委員会の組織と機構

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に掲げる目的を達成するため、労働組合法第 19 条の 12 の規定に基づき設置された県の機関で、地方自治法にも規定されている行政機関である。

1 委員

委員の構成は、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員及び公益を代表する公益委員の各側 5 名、合計 15 名をもって組織され、委員のうち労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、それぞれ知事が任命する。

委員の任期は 2 年であり、会長、会長代理は、委員の選挙によって公益委員の中から選ばれる。

令和元年 12 月 1 日に委員の改選があり、新たに第 46 期委員が任命された。

第 46 期委員名簿（令和元年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日）

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

	氏名	職 業	備 考
公 益 委 員	石合 由明	弁護士	新任
	○井上 昭雄	弁護士	45 期～
	佐藤 倫子	弁護士	44 期～
	◎松尾 邦之	国立大学法人香川大学 名誉教授	40 期～
	安井 順子	公認会計士	42 期(H24.12)～
労 働 者 委 員	榎原 一吉	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	43 期～
	河元 幸	三菱マテリアル直島製錬所労働組合 書記長	45 期～
	白石 恵子	四国労働金庫労働組合 副執行委員長	新任
	福家 良一	情報産業労働組合連合会香川県協議会 議長	43 期～
	森 信夫	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長	45 期～
使 用 者 委 員	窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事	新任
	島田 新一	元 株式会社四電工 顧問	45 期～
	杉ノ内 謙三	四国電力株式会社 常務執行役員人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター担任	45 期～
	高橋 寛栄	仁尾興産株式会社 取締役経営企画本部長	45 期～
	友時 好敬	株式会社タダノビジネスサポート 代表取締役社長	45 期～

〔◎会長、○会長代理、各側 50 音順〕

2 あっせん員候補者

労働委員会は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作成している。当委員会においては、委員の改選ごとにあっせん員候補者を委嘱している。あっせん員候補者は、次のとおりである。

あっせん員候補者名簿

(令和3年3月31日現在)

氏名	現職(又は経歴)	備考
石合 由明	弁護士	現・公益委員
石部 照将	弁護士	元・公益委員
井上 昭雄	弁護士	現・公益委員
佐藤 倫子	弁護士	現・公益委員
豊島 正人	香川県労働委員会事務局長	
松尾 邦之	国立大学法人香川大学 名誉教授	現・公益委員
安井 順子	公認会計士	現・公益委員
今井 智代子	全日本自治団体労働組合香川県本部 特別執行委員	元・労働者委員
榎原 一吉	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	現・労働者委員
河元 幸	三菱マテリアル直島製錬所労働組合 書記長	現・労働者委員
白石 恵子	四国労働金庫労働組合 副執行委員長	現・労働者委員
鈴木 義博	日本労働組合総連合会香川県連合会 顧問	元・労働者委員
千田 建雄	(元 一般社団法人香川県労働者福祉協議会 専務理事)	元・労働者委員
福家 良一	情報産業労働組合連合会香川県協議会 議長	現・労働者委員
森 信夫	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長	現・労働者委員
大藪 修二	株式会社四電工 監査役	元・使用者委員
窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事	現・使用者委員
島田 新一	(元 株式会社四電工 顧問)	現・使用者委員
杉ノ内 謙三	四国電力株式会社 常務執行役員人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター担任	現・使用者委員
高木 健一郎	国立大学法人香川大学四国グローバルリーガルセンター 顧問	元・使用者委員
高橋 寛栄	仁尾興産株式会社 取締役経営企画本部長	現・使用者委員
友時 好敬	株式会社タダノビジネスサポート 代表取締役社長	現・使用者委員
福家 正一	香川県経営者協会 参与	元・使用者委員

なお、令和2年度において、次のとおり、あっせん員候補者の異動があった。

氏名	職業	異動事由
山本 浩司	(前・香川県労働委員会事務局長)	R2.4.14 人事異動により解嘱

3 事務局

(1) 事務局の沿革

- 昭和21年3月、県内政部労政課内に「香川県地方労働委員会事務局」設置。当初は、内政部長が事務局長を、労政課職員等が事務局幹事、書記等を兼務したが、昭和22年から順次専任職員を充足し、同年12月には事務局も独立して専任の事務局長を置いた。
- 昭和25年3月、「香川県地方労働委員会事務局処務規程」が制定され、「総務課」と「調整課」が置かれた。以後、所掌事務・事務処理の規程が順次整備された。
- 昭和44年4月、本庁舎から日本赤十字社香川県支部（高松市番町）へ移転した。
- 昭和55年4月、調整課を「審査調整課」に改め、「総務課」と「審査調整課」の2課となった。
- 昭和57年4月、調整事務が審査調整課から総務課に移され、これに伴い総務課が「調整課」に、審査調整課が「審査課」になった。
- 平成5年12月、亀岡分庁舎（高松市亀岡町）へ移転した。
- 平成13年5月、亀岡分庁舎から現在の香川県庁舎東館3階へ移転した。また、同年10月には、個別的労働関係紛争に関するあっせんの取扱いを開始した。
- 平成15年4月、グループ制の導入に伴い、調整課、審査課の2課制を廃止した。
- 平成17年1月、名称が「香川県労働委員会事務局」に改められた。

(2) 職員

(令和3年3月31日現在)

職名	氏名	発令年月日	転出(退職)年月日
事務局長	豊島 正人	令和2年4月1日	令和3年3月31日(退職)
課長補佐	大山 和也	令和2年4月1日	
副主幹	草野 正典	平成29年4月1日	
副主幹	村上 慎二	令和2年4月1日	
主任	包末 あや子	平成31年4月1日	

第2章 労働委員会の会議

第1節 総会

総会は、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の全員が出席する会議であり、当委員会では、原則第4火曜日に開催している。議題としては、労働委員会規則第5条に掲げる付議事項その他委員会の業務全般の運営について協議している。

令和2年度は、次のとおり12回開催された。

回数	開催期日	主 要 議 題
1337	4月14日 (火)	1 あっせん員候補者の委嘱替えについて 2 争議行為の予告通知及び実情調査について 3 (個あ)令2-1 個別的労使紛争に係るあっせんの終結について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の議題提案について 6 四国労働委員会協議会総会(三者会議)の提案議題について
1338	5月26日 (火)	1 集团的労使関係に係る相談の状況について 2 個別的労使関係に係る相談の状況について 3 令和2年度無料労働問題相談会の実施計画について 4 令和2年度出前講座の実施について
1339	6月23日 (火)	1 争議行為の予告通知及び実情調査について 2 個別的労使関係に係る相談の状況について 3 令和2年度無料労働問題相談会の実施計画について
1340	7月28日 (火)	1 争議行為の実情調査について 2 (個あ)令2-2 個別的労使紛争に係るあっせんの申請について 3 集团的労使関係に係る相談の状況について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 第5回今後の労働委員会の在り方検討小委員会の報告について 6 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の報告について 7 令和2年度出前講座の実施計画について
1341	8月25日 (火)	1 令2-1 労働争議に係るあっせんの申請について 2 (個あ)令2-2 個別的労使紛争に係るあっせん事件の経過について 3 集团的労使関係に係る相談の状況について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 令和2年度出前講座の実施計画等について
1342	9月23日 (水)	1 令2-1 労働争議に係るあっせん事件の経過について 2 (個あ)令2-2 個別的労使紛争に係るあっせん事件の終結について 3 集团的労使関係に係る相談の状況について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 令和2年度四国地区労使関係セミナーの開催について 6 令和2年度出前講座の実施状況について 7 令和2年度無料労働問題相談会の実施について
1343	10月27日 (火)	1 争議行為の予告通知について 2 令2-1 労働争議に係るあっせん事件の経過について 3 (個あ)令2-2 個別的労使紛争に係るあっせんの履行状況等について 4 (個あ)令2-3 個別的労使紛争に係るあっせんの申請について 5 個別的労使関係に係る相談の状況について 6 令和2年度無料労働問題相談会の実施結果等について

回数	開催期日	主 要 議 題
1344	11月24日 (火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 争議行為の予告通知について 2 令2-1労働争議に係るあっせんの打切り(不調)について 3 (個あ)令2-3 個別的労使紛争に係るあっせんの経過について 4 (個あ)令2-4 個別的労使紛争に係るあっせんの申請について 5 (個あ)令2-5 個別的労使紛争に係るあっせんの申請について 6 集団的労使関係に係る相談の状況について 7 個別的労使関係に係る相談の状況について 8 令和2年度無料労働問題相談会の実施結果について 9 第75回全国労働委員会連絡協議会総会及び運営委員会の報告について 10 令和2年度出前講座の実施状況について 11 就業規則の閲覧に関する取扱いについて 12 令和2年度四国地区労使関係セミナーの報告について
1345	12月15日 (火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 争議行為の予告通知及び実情調査について 2 令2-2労働争議に係るあっせんの申請について 3 (個あ)令2-3 個別的労使紛争に係るあっせんの経過について 4 (個あ)令2-4 個別的労使紛争に係るあっせんの経過について 5 (個あ)令2-5 個別的労使紛争に係るあっせんの経過について 6 (個あ)令2-6 個別的労使紛争に係るあっせんの申請について 7 個別的労使関係に係る相談の状況について 8 令和2年度出前講座の実施状況について 9 第76回全国労働者委員会連絡協議会総会の議題提案について
1346	1月26日 (火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 争議行為の実情調査について 2 令2-2労働争議に係るあっせんの経過について 3 (個あ)令2-3 個別的労使紛争に係るあっせんの終結について 4 (個あ)令2-5 個別的労使紛争に係るあっせんの打切り(不調)について 5 (個あ)令2-6 個別的労使紛争に係るあっせんの経過について 6 個別的労使関係に係る相談の状況について 7 令和2年度出前講座の実施状況について 8 第76回全国労働委員会連絡協議会総会の議題提案について 9 令和3年度の定例総会及び専門労働相談の日程について 10 令和3年度の全国会議・ブロック会議等の開催日程について
1347	2月24日 (水)	<ol style="list-style-type: none"> 1 争議行為の予告通知について 2 令2-2労働争議に係るあっせんの経過について 3 (個あ)令2-6 個別的労使紛争に係るあっせんの打切り(不調)について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 令和2年度出前講座の実施状況について 6 令和3年度専門労働相談について 7 令和3年度出席委員の調整が必要な会議等について
1348	3月23日 (火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 争議行為の予告通知について 2 令2-2労働争議に係るあっせんの終結について 3 集団的労使関係に係る相談の状況について 4 (個あ)令3-1 個別的労使紛争に係るあっせんの終結について 5 (個あ)令3-2 個別的労使紛争に係るあっせんの申請について 6 個別的労使関係に係る相談の状況について 7 令和3年度出席委員の調整が必要な会議等について 8 四国労働委員会協議会総会(三者会議)の提案議題について

第2節 公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第9条に掲げる付議事項について審議決定する会議であり、会長が必要に応じて招集し、公益委員が出席して開催されるものである。

令和2年度は、会議の開催がなかった。

第3節 連絡会議等

令和2年度に開催された、労働委員会規則第86条の規定による「労働委員会相互の間の連絡を密にしその事務の処理につき必要な統一と調整を図るため」の「三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議」その他の会議等（事務局職員を対象としたものを含む。）は、次のとおりである。

<全国会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議 題
全国労働委員会事務局長連絡会議	6月11日(木)	松山市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
全国労働委員会会長連絡会議	6月12日(金)	松山市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
第5回今後の労働委員会の在り方検討小委員会	7月3日(金)	Web会議	豊島事務局長 大山課長補佐	検討事項 (1) とりまとめの方向性案等について (2) 速やかに実施する事項(運用改善)案について (3) その他
全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会	7月10日(金)	Web会議	窪田委員	1 協議事項 (1) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について (2) 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について 2 報告事項 (1) 令和元年度公労使委員個別紛争専門研修の実施状況等について (2) 調整事件・不当労働行為事件取扱件数、労働局あっせん及び労働審判件数の推移について (3) 都道府県労働委員会における委員報酬の状況について
第13回今後の労働委員会の在り方作業チーム	9月8日(火)	Web会議	豊島事務局長	検討事項 (1) 速やかに実施する事項(運用改善)案について (2) その他
全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会	9月30日(水)	メール	窪田委員	協議事項 (1) 本運営委員会の開催をメール照会で行うことについて (2) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について
第6回今後の労働委員会の在り方検討小委員会	10月5日(月)	Web会議	豊島事務局長 大山課長補佐	検討事項 (1) とりまとめの方向性案等について (2) その他
全国労働委員会連絡協議会第4回運営委員会	10月7日(水)	メール	窪田委員	協議事項 (1) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議 題
第75回全国労働委員会連絡協議会総会	11月19日(木) ～ 11月20日(金)	Web会議	松尾会長 安井委員 森委員 榎原委員 窪田委員 友時委員	講演 「労働紛争の解決と労働委員会の役割」 前中央労働委員会会長 山川 隆一氏 議題 1 同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について(関東ブロック公労使提案) 議題 2 労働委員会におけるIT化に向けた取組等について(中国・四国ブロック公労使提案) 議題 3 不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について(近畿ブロック公労使提案)
全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会	11月20日(金)	Web会議	窪田委員	1 協議事項 (1) 運営委員長の選出 (2) 副運営委員長の選出 (3) 第76回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場 (4) 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催期日及び会場 2 報告事項 (1) 令和2年度公労使委員合同研修(全体研修)の実施状況 (2) 令和2年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	11月26日(木)	Web会議	大山課長補佐	1 調整業務の運営について 2 都道府県労働委員会からの業務報告 3 講演 「同一労働同一賃金について」 中央労働委員会会長代理、慶應義塾大学大学院法科研究科教授 森戸英幸氏
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	11月26日(木)	Web会議	大山課長補佐	1 新型コロナウイルス感染防止に配慮した審査の実施について 2 今後の労働委員会の在り方検討について

<中国・四国ブロック会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議 題
労委労協中国・四国ブロック総会及び研修会	6月11日(木)	高知市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止(各県報告資料の送付)
第62回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7月13日(月)	高知市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため延期

<四国ブロック会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議 題
四国地区労働委員会事務局長連絡会議	5月15日(金)	高知市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため延期
四国ブロック労働委員会会長連絡会議	5月15日(金)	高知市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため延期
第108回四国労働委員会協議会総会(三者会議)	6月19日(金)	高知市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため延期
第38回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会	9月8日(火)	松山市	—	新型コロナウイルス感染症拡大のため延期

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議 題
四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議	9月16日(水)	Web 会議	大山課長補佐	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員・事務局職員研修の実施状況について(徳島県) 2 新型コロナウイルス感染症対策について(愛媛県) 3 労働委員会委員に配布したあっせんや不当労働行為救済申立事件に関する資料の回収状況等について(高知県) 4 労働委員会業務における行政サービスのデジタル化の推進について(高知県) 5 労働委員会の認知度を高めるための取組みについて(香川県) 6 労働相談コーナー(四国四県労働委員会)の今後の展開について(高知県)

第3章 労働争議の調整

第1節 調整事件（あっせん・調停・仲裁）

1 調整事件の取扱状況

令和2年度に取り扱った調整事件は、新規係属事件が2件（あっせん）であった。

なお、調停事件については平成5年度を最後に申請がなく、仲裁事件についてはこれまで実績がない。

区分		年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計
前年度からの繰越件数								
新規申請件数						1	2	3
(申請区分)	あっせん					(1)	(2)	(3)
	調停							
	仲裁							
取扱件数計						1	2	
終結件数						1	2	3
(終結区分)	解決					(1)	(1)	(2)
	取下げ							
	打切り						(1)	(1)
	不開始							
翌年度への繰越件数								

(1) 申請の内訳

<ア 申請者別>

区分		年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計
労働組合						1	2	3
使用者								
労使双方								
職権								
計						1	2	3

<イ 調整事項別>

区分		年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計
組合承認・組合活動								
協約締結・全面改訂						1		1
協約効力・解釈								
賃金等						1	1	2
給与以外の労働条件								
経営又は人事							2	2
福利厚生								
団交促進							2	2
事前協議制							1	1
その他								
計						2	6	8

<ウ 業種別>

区分	年度					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計
建設業						
製造業					1	1
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業						
教育、学習支援業				1		1
医療、福祉					1	1
複合サービス事業						
サービス業						
公務						
その他						
計				1	2	3

<エ 従業者規模別>

区分	年度					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計
1人～9人						
10人～49人						
50人～99人					1	1
100人～299人				1		1
300人～					1	1
計				1	2	3

※ <イ調整事項別>の区分は、一つの事件で複数の調整事項がある場合、総数は新規係属件数と一致しない。

※ <エ従業者規模別>の区分は、総務省統計局「日本の長期統計系列 - 第6章 企業活動」の例を参考にした。第4章、第6章において同じ。

(2) 終結状況及び平均所要日数

区分	年度					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計
解決				1件 106日	1件 83日	2件 95日
取下げ						
打切り					1件 86日	1件 86日
不開始						
計				1件 106日	2件 85日	3件 92日

※ 件数・平均日数は、事件の終結した年度で処理している。

※ 平均日数は、調整員指名前に「取下げ」、「不開始」となった事件以外の調整員指名から終結までの所要日数の平均（小数点以下、四捨五入）である。

2 調整事件の一覧

事件番号	申請月日 指名月日	申請者	業種 従業員数	組合員数	調整事項	調整員	終 結			
							年月日	結果	所要 日数	調整 回数
令 2-1 (あっせん)	2. 8. 18 2. 8. 25	組 合	製造業 50 人	11人	解雇の撤回、解決のための話合い	松尾 福家 杉ノ内	2. 11. 18	打切り	86日	3 回
令 2-2 (あっせん)	2. 12. 11 2. 12. 16	組 合	医療・福祉 650 人	380人	団体交渉の対応の是正、 労使協議会の再開、組合員 の懲戒処分についての再検討	松尾 森 杉ノ内	3. 3. 8	解決	83日	1 回

3 調整事件の概要

令 2-1 (あっせん)

調整事項	解雇の撤回、解決のための話合い	
申請までの経過	組合員が会社に対して賃金について確認をするとともに組合にも相談していたところ、会社から協調性の欠如等を理由に解雇を言い渡された。組合が会社に組合員の解雇撤回に関する団体交渉を申し入れたが、会社が応じなかったため、組合は、あっせんを申請した。	
労使の主張	労	組合員に対する解雇理由に納得できないので、解雇撤回と会社に団体交渉を申し入れたが応じなかったため、解決のための話合いを求める。
	使	解雇理由は、客観的に合理的な理由を欠いたものでなく、団体交渉に応じるつもりはない。
あっせん経過 及び結果	労使双方の主張の隔たりが大きく、解決に向けた合意に至ることが困難であったため、あっせんを打ち切った。【打切り】	

令 2-2 (あっせん)

調整事項	団体交渉の対応の是正、労使協議会の再開、組合員の懲戒処分についての再検討	
申請までの経過	団体交渉が組合の納得できるような対応でなく、労使協議会も開かれなくなった。 また、組合員が懲戒処分を受けたことに関して再検討を求めたが応じられなかったため、組合はあっせんを申請した。	
労使の主張	労	団体交渉及び労使協議会の不誠実対応の是正を求める。また、組合員の懲戒処分について再検討を求める。
	使	団体交渉では誠実に対応しており、労使協議会を開催しないとは言っていない。組合員の懲戒処分は、内規に基づき、弁明の機会を付与し、手順を踏んで行ったものであり、再検討は行わない。
あっせん経過 及び結果	労使双方の主張を確認したうえで、健全な労使関係の確立に努めること等を内容とするあっせん案を提示したところ、双方が合意したため、あっせんを最終した。【解決】	

第2節 労働争議の実情調査

1 労働争議の予告件数

労働関係調整法第37条第1項の規定による公益事業に係る争議行為の予告通知について、同条違反が疑われる事案は確認されなかった。

また、関係当事者から当委員会に提出された争議行為予告通知について、労働委員会規則第62条の2の規定により、次のとおり労働争議の実情調査を実施した。

当委員会で受付した新規案件は、業種は全て医療業で、賃金等に関するものであった。

予告通知及び労働争議実情調査件数（香川県労委受付分）

区分	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計
前年度からの繰越件数		3	2	3	4	4	
新規予告通知件数		4	6	6	6	7	29
計		7	8	9	10	11	
解決		5	5	5	6	7	28
打ち切り							
調整に移行							
翌年度への繰越件数		2	3	4	4	4	

2 実情調査の一覧

(1) 令和2年度（継続）

番号	事件名	要求項目	開始	終了	結果
2-1	香川民医連労働組合労働争議	2020年春闘要求	2.2.17	2.6.5	解決
2-2	全国労災病院労働組合香川支部労働争議	調理師及び電気士の退職補充を正規職員で行うこと	2.2.18	2.4.1	解決
2-3	高松赤十字病院労働組合労働争議	2020年春闘要求	2.2.28	2.6.10	解決
2-4	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	賃上げ、労働条件改善等	2.3.12	2.7.9	解決

(2) 令和2年度（新規）

番号	事件名	要求項目	開始	終了	結果
2-5	高松赤十字病院労働組合労働争議	2020年秋闘要求	2.10.23	2.12.4	解決
2-6	香川民医連労働組合労働争議	2020年秋闘要求	2.11.2	2.11.19	解決
2-7	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2020年年末一時金要求	2.11.26	2.12.10	解決
3-1	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2020年年度末一時金要求	3.2.18		
3-2	香川民医連労働組合労働争議	2021年春闘要求	3.2.19		
3-3	高松赤十字病院労働組合労働争議	2021年春闘要求	3.2.26		
3-4	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2021年春闘要求	3.3.8		

第3節 集团的労使関係に係る相談

令和2年度に取り扱った集团的労使関係に関する労働相談は、9件であった。

区分		年度					計
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
相談件数		10	6	6	7	9	38
相談者別	労働組合等	2	5	3	5	7	22
	使用者	8	1	3	2	2	16

【相談事項別】

区分		年度					計
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
a. 組合承認・組合活動		1	4	2	4	1	12
b. 協約締結・全面改訂						2	2
c. 協約効力・解釈		1					1
〈賃金等〉		2	1		5		8
d. 賃金増額					(4)		(4)
e. 一時金		(2)	(1)		(1)		(4)
f. 諸手当							
g. その他賃金							
h. 退職一時金・年金							
i. 解雇手当・休業手当							
〈給与以外の労働条件〉				1			1
j. 労働時間							
k. 休日・休暇				(1)			(1)
l. 作業方法の変更							
m. 定年制							
n. その他の労働条件							
〈経営又は人事〉		4	2			4	10
o. 事業休廃止・事業縮小							
p. 企業合併・営業譲渡		(2)	(1)				(3)
q. 人員整理						(1)	(1)
r. 配置転換		(1)					(1)
s. 解雇						(1)	(1)
t. その他の経営・人事		(1)	(1)			(2)	(4)
u. 福利厚生							
v. 団交促進		5	1	3		5	14
w. 事前協議制					1	1	2
x. その他		6			1	2	9
総数		19	8	6	11	15	59

※「相談事項別」の分類は、「都道府県労働委員会状況報告要領（平成25年1月 中央労働委員会事務局）」「11 調整事項」（a～x）の例による。また、1件の相談で複数の相談事項を含む場合があるので、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

第4章 不当労働行為事件の審査

第1節 不当労働行為事件

1 不当労働行為の取扱状況

令和2年度に新規申立てはなく、前年度からの繰越事件もなかった。

区分	年度					計
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
前年度からの繰越件数	3					
新規申立件数						
取扱件数計	3					
終結件数	3					3
翌年度への繰越件数						

(1) 申立ての内訳

<ア 申請者別>

区分	年度					計
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
組 合						
個 人						
計						0

<イ 申立事由別>

区分	年度					計
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
7条1号						
1・2号						
1・3号						
1・2・3号						
2号						
2・3号						
3号						
計						0

<ウ 業種別>

区分		年度					計
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
建設業							
製造業							
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業							
運輸業、郵便業							
卸売業、小売業							
金融業、保険業							
不動産、物品賃貸業							
学術研究、専門・技術サービス業							
宿泊業、飲食サービス業							
生活関連サービス、娯楽業							
教育、学習支援業							
医療、福祉							
複合サービス業							
サービス業							
公務							
その他							
計							0

<エ 従業者規模別>

区分		年度					計
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
1人～9人							
10人～49人							
50人～99人							
100人～299人							
300人～300人							
計							0

(2) 終結の状況

区分		年度					計
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
命令・決定	全部救済						
	一部救済	2					2
	棄却 却下						
和解等	関与和解	1					1
	無関与和解						
	取下げ						
計		3					3

2 審査の目標期間の達成状況

当委員会では、審査期間の目標を1年以内と定めている。

令和2年度に新規申立てはなく、前年度からの繰越事件もなかったため、終結した事件はなかった。

3 不当労働行為事件の一覧

新規・継続ともになし

4 不当労働行為事件の概要

該当なし

第2節 再審査事件・行政訴訟事件

1 再審査事件

令和2年度に中央労働委員会に再審査を申し立てた事件はなかった。

2 行政訴訟事件

令和2年度に行政訴訟事件として裁判所に係属した事件はなかった。

第5章 労働組合

第1節 労働組合の資格審査

1 資格審査の取扱状況

令和2年度に、労働組合資格審査の取扱いはなかった。

区分		年度					計
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
前年度からの繰越件数		2					
新規申請件数			1		1		2
(申請内訳)	委員推薦		(1)		(1)		(2)
	法人登記						
	不当労働行為事件	(2)					(2)
	労働者供給事業						
取扱件数計		2	1		1		
終 結		2	1		1		4
(結果内訳)	有資格	(1)	(1)		(1)		(3)
	無資格						
	取下げ・打切り	(1)					(1)
翌年度への繰越件数							

2 資格審査の一覧

該当なし

第2節 認定告示

令和2年度に、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示案件はなかった。

また、同条第3項の規定による地方公営企業からの職の新設、変更又は廃止の通知はなかった。

第3節 労働協約の拡張適用

令和2年度に、労働組合法第18条の規定により、一の労働協約を一の地域に拡張適用する旨の申立て、決議又は公告はなかった。

第6章 個別労働関係紛争のあっせん

第1節 あっせん事件

1 あっせん事件の取扱状況

令和2年度に取り扱ったあっせん事件は、新規係属事件が7件であった。

区分		年度					計
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
前年度からの繰越件数						1	
新規申請件数		3			2	7	12
(申請者内訳)	労働者	(3)			(1)	(7)	(11)
	使用者				(1)		(1)
	労使双方						
取扱件数計		3			2	8	
終 結		3			1	7	11
(結果内訳)	解 決	(1)			(1)	(3)	(5)
	取 下 げ						
	打 切 り	(2)				(4)	(6)
	不 開 始						
翌年度への繰越件数					1	1	

(1) 申請の内訳

<ア あっせん事項別>

区分		年度					計
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
経営又は人事		2			2	6	10
賃金等		2			2	1	5
労働条件等		1			2	1	4
職場の人間関係						1	1
その他						2	2
計		5			6	11	22

※ 一つの事件で複数の調整事項がある場合、総数は、新規係属件数とは一致しない。

<イ 業種別>

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計
建設業						
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業	1			1		2
生活関連サービス業、娯楽業					1	1
教育、学習支援						
医療、福祉	2			1	3	6
複合サービス事業					1	1
サービス業					2	2
公務						
その他						
計	3			2	7	12

<ウ 従業者規模別>

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計
1人～9人				2	1	3
10人～49人	2				2	4
50人～99人					1	1
100人～299人						
300人～300人	1				3	4
計	3			2	7	12

(2) 終結状況及び平均所要日数

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計
解決	1件 45日			1件 52日	3件 57日	5件 54日
取下げ						
打切り	2件 31日				4件 48日	6件 42日
不開始						
計	3件			1件	7件	11件

- ※ 件数・平均日数は、事件の終結した年度で処理している。
- ※ 平均日数は、「解決」、「取下げ」、「打切り」となった場合の申請受付日から終結日までの所要日数の平均（小数点以下、四捨五入）である。
- ※ 自主解決による取下げであっても、事務局の事前調査やあっせん活動が自主解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものは、「解決」に含めている。

2 あっせん事件の一覧

(繰越)

事件番号	申請月日 指名月日	申請者	業種 従業員数	あっせん事項	あっせん員	終 結			
						年月日	結果	所要 日数	調整 回数
(個あ) 令 2-1	2. 3. 11 2. 3. 18	使	宿泊業、飲食 サービス業 1~9人	雇用契約の終了により被申請者に対する債権債務等がないことの確認	井上 森 島田	2. 4. 6	打切り (不参加)	27日	—

(新規)

事件番号	申請月日 指名月日	申請者	業種 従業員数	あっせん事項	あっせん員	終 結			
						年月日	結果	所要 日数	調整 回数
(個あ) 令 2-2	2. 7. 20 2. 7. 27	労	サービス業 10~49人	退職届の取消し又は退職理由の変更を行った上での金銭的解決	石合 榎原 友時	2. 9. 16	解決	59日	1回
(個あ) 令 2-3	2. 10. 8 2. 10. 12	労	医療・福祉 300人~	退職強要に対する慰謝料の支払い、謝罪及び今後職員に対する退職強要を行わないこと	井上 白石 高橋	3. 1. 5	解決	90日	1回
(個あ) 令 2-4	2. 11. 9 2. 11. 12	労	生活関連サービス業、娯楽業 300人~	嘱託で再雇用されなかったことへの補償及び有休未消化の買取り等	安井 福家 窪田	2. 12. 14	打切り (不参加)	36日	—
(個あ) 令 2-5	2. 11. 12 2. 11. 12	労	サービス業 300人~	パワハラ等をやめること、精神的損害の補償、謝罪、立替金の支払い	佐藤 河元 島田	3. 1. 7	打切り	57日	1回
(個あ) 令 2-6	2. 11. 24 2. 11. 26	労	医療・福祉 1~9人	解雇撤回、未払賃金及び慰謝料の請求	石合 白石 友時	3. 2. 1	打切り	70日	1回
(個あ) 令 3-1	3. 3. 2 3. 3. 5	労	医療・福祉 50~99人	解雇通知の撤回	安井 榎原 窪田	3. 3. 22	解決	21日	1回
(個あ) 令 3-2	3. 3. 8 3. 3. 9	労	複合サービス事業 10~49人	精神的苦痛に対する金銭の支払い	井上 福家 高橋	—	繰越	—	—

3 あっせん事件の概要

【繰越】

(個あ)令 2-1

あっせん事項	雇用契約の終了により被申請者に対する債権債務等がないことの確認
申請までの経過	申請者が被申請者を解雇したところ、不当解雇と主張したため、当事者で協議して、合意退職となったが、その後、被申請者が合意を無効と主張して復職等を求めたため、あっせんを申請した。
労使の主張	労 解雇は不当である。合意退職も合意事項の不履行により無効であり、慰謝料の支払又は復職を求める。
	使 被申請者との雇用契約は、合意成立により終了しているため、被申請者に対し何ら債権債務等はない。
あっせん経過及び結果	被申請者があっせんに参加しなかったため、打ち切りとした。【打ち切り】

【新規】

(個あ)令 2-2

あっせん事項	退職届の取消し又は退職理由の変更を行った上での金銭的解決
申請までの経過	申請者は、工場内で勤務中に、些細なことで同僚を殴り、その日の勤務終了後、事務所で退職届の提出を求められ、その場で退職届を提出して退職した。しかし、退職届の提出は真意でないとして、その取消し等を求めて、あっせんを申請した。
労使の主張	労 相手に怪我はなく、謝罪して問題は解決している。退職届を提出するように圧力をかけ、そそのかしたことは退職の強制に当たる。
	使 申請者のトラブルは初めてでない。退職届の提出を強制したり、そそのかしたりはしておらず、自らの意思で提出したと考えている。
あっせん経過及び結果	労使双方の主張の隔たりは大きかったが、離職理由を焦点に調整した結果、離職理由の変更、解決金の支払い等を内容とするあっせん案に双方が合意した。【解決】

(個あ)令 2-3

あっせん事項	退職強要に対する慰謝料の支払い、謝罪及び今後、職員に対する退職強要を行わないこと
申請までの経過	申請者は、業務上の傷病による休業中に、業務変更を希望したところ、希望業務が存在しないことを理由に退職を求められ、退職願を提出して退職した。しかし、自己都合退職させられたことに納得できず、あっせんを申請した。
労使の主張	労 契約終了と言われたので退職したもので、会社都合による解雇である。
	使 退職を求めたことはなく、申請者が傷病の状況を踏まえ自ら退職届を提出したものである。
あっせん経過及び結果	労使双方の主張の隔たりが大きく、調整は難航したが、金銭支払い等を内容とするあっせん案に双方が合意したため、あっせんを終結した。【解決】

(個あ)令 2-4

あっせん事項	嘱託で再雇用されなかったことへの補償及び有休未消化の買取り
申請までの経過	申請者は、定年退職後の雇用について、希望していた嘱託職員としての再雇用でなく、業務委託契約を提案され、契約を締結し、勤務を継続した。しかし、嘱託として再雇用されなかったことに納得できず、その補償等を求めて、あっせんを申請した。

労使の主張	労	定年退職後、当然嘱託職員として再雇用されると期待していたが、話し合いを遅延させ、業務委託契約をせざるを得ない状況に追い込まれた。
	使	定年退職後は、必ず嘱託職員で再雇用するわけではなく、業務委託契約が慣例となっている。申請者も同意して契約した。
あっせん経過及び結果	被申請者があっせんに参加しなかったため、打ち切りとした。【打ち切り】	

(個あ)令 2-5

あっせん事項	パワハラ等をやめること、精神的損害の補償、謝罪、立替金の支払い	
申請までの経過	申請者は、パートタイムとして業務に従事していたが、日常的に支店長等からパワハラや嫌がらせを受けるようになった。その都度、苦情や改善を求めていたが、一向に改善されないため、パワハラの防止等を求めてあっせんに申請した。	
労使の主張	労	支店長等は、自分を疎ましくおmoi、辞めさせようと、何かと言いがかりをつけ、パワハラ等を繰り返している。会社も支店長等の主張を信用して、職場環境の改善に取り組もうとしない。
	使	申請者は、上司の指導を聞かず改めようとしなないため、注意や指導をすることはあったが、申請者が主張するようなパワハラ等は存在しない。
あっせん経過及び結果	労使双方の主張の隔たりが大きく、合意は困難であったため、あっせんに打ち切った。【打ち切り】	

(個あ)令 2-6

あっせん事項	解雇撤回、未払賃金及び慰謝料の請求	
申請までの経過	申請者は、中途採用された後の試用期間中に、施設利用者や職員とのトラブルを理由に、職員として不適格という理由で解雇された。しかし、解雇に納得できず、解雇の撤回等を求めてあっせんに申請した。	
労使の主張	労	被申請者は、トラブルに関して指導や注意を行わず、試用期間中にもかかわらず、期間途中で解雇した。解雇は、解雇権の濫用に当たり無効である。
	使	申請者は、施設利用者等とトラブルを起こし、指示命令にも従わないことが度々あった。指導等も行ったが、改善が見られなかったため、やむを得ず解雇した。
あっせん経過及び結果	労使双方の主張の隔たりが大きく、解決案を打診したが、双方とも受け入れは困難と主張したため、あっせんに打ち切った。【打ち切り】	

(個あ)令 3-1

あっせん事項	解雇通知の撤回	
申請までの経過	申請者は、ある部署で専門職として勤務していたが、経営状況の悪化を理由に退職を求められた。その後、別の部署への配置転換を提案されたが、断ったところ、解雇通告を受けた。しかし、解雇理由に納得できず、解雇撤回を求めてあっせんに申請した。	
労使の主張	労	具体的な労働条件の説明がないことや身体的な不安から就労が困難な部署を配置転換先として提案するなど、解雇に問題がある。
	使	退職に向けて話し合いを進めてきたことや配置転換を提案し、解雇を回避するための努力をしており、解雇に問題はない。
あっせん経過及び結果	当事者双方の意向を確認したうえで、解雇の撤回、配置転換等を内容とするあっせん案を提示したところ、双方が合意した。【解決】	

(個あ)令 3-2

あっせん事項	精神的苦痛に対する金銭の支払い
申請までの経過	申請者は、ある団体で講師の業務を担当していたが新型コロナウイルスの感染拡大の影響により講習が開催できないとして即日解雇された。しかし、解雇理由に納得できなかったため、あっせんで申請した。
労使の主張	労 解雇に至る経緯に不信があり、解雇は不当である。
	使 新型コロナウイルス感染症の影響のため、講習ができなくなったことが解雇理由である。
あっせん経過及び結果	【翌年度に繰越】

第2節 個別労働関係に係る相談

当委員会で受け付けた労働相談（委員による労働相談のほか、事務局職員による相談を含む。）の状況は、次のとおりである。

令和2年度の相談件数は108件で、前年度に比べ4件減少した。

区分		年度					計
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
相談件数		122	92	106	112	108	540
相談者別	労働者	118	89	105	110	104	526
	使用者	4	3	1	2	4	14

【相談事項別】

区分		年度					計
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
〈経営又は人事〉		56	54	54	43	56	263
	ア 解雇	(17)	(15)	(21)	(12)	(31)	(96)
	イ 配置転換、出向転籍	(4)	(6)	(7)	(3)	(4)	(24)
	ウ 復職	(5)	(2)	(1)	(1)	(1)	(10)
	エ 懲戒処分	(6)	(4)	(3)	(4)	(2)	(19)
	オ 退職	(21)	(25)	(19)	(21)	(15)	(101)
	カ 勤務延長、再雇用	(1)		(1)	(1)	(2)	(5)
	キ その他経営又は人事	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(8)
	〈賃金等〉		45	25	29	59	29
	ク 賃金未払	(26)	(12)	(17)	(23)	(13)	(91)
	ケ 賃金増額		(1)	(2)	(10)	(2)	(15)
	コ 賃金減額	(7)	(3)	(1)	(7)	(1)	(19)
	カ 一時金	(3)	(1)	(1)	(3)	(4)	(12)
	シ 退職一時金	(1)	(5)	(2)	(3)	(2)	(13)
	ス 解雇手当		(1)	(1)			(2)
	セ 休業手当	(1)	(1)		(1)	(6)	(9)
	ソ 諸手当	(1)		(4)	(8)	(1)	(14)
	タ その他賃金	(6)	(1)	(1)	(4)		(12)
	チ 年金(厚生年金等)						
〈労働条件等〉		65	53	66	100	62	346
	ツ 労働契約	(18)	(10)	(13)	(19)	(13)	(73)
	テ 労働時間	(10)	(6)	(9)	(16)	(5)	(46)
	ト 休日・休暇	(3)	(6)	(4)	(4)	(1)	(18)
	ナ 年次有給休暇	(5)	(6)	(7)	(19)	(6)	(43)
	ニ 育児休暇・介護休暇		(1)	(3)	(2)	(5)	(11)
	ヌ 時間外労働	(1)	(7)	(8)	(15)		(31)
	ネ 安全・衛生	(1)	(7)	(14)	(9)	(4)	(35)
	ノ 福利厚生制度						
	ハ 社会保険	(3)	(4)	(3)	(7)	(11)	(28)
	ヒ 労働保険	(8)	(5)	(4)	(5)	(13)	(35)
フ その他の労働条件等	(16)	(1)	(1)	(4)	(4)	(26)	
〈職場の人間関係〉		34	34	37	45	31	181
	ハ セクハラ	(1)	(2)	(2)	(1)		(6)
	ホ パワハラ・嫌がらせ	(33)	(32)	(35)	(44)	(31)	(175)
マ その他		28	13	5	28	16	90
総 数		228	179	191	275	194	1067

※「相談事項別」の分類は、「個別労働紛争処理に係る情報提供の方法について（平成25年2月28日）」の例による。また、1件の相談で複数の相談事項を含む場合があるので、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

第7章 委員会の様々な活動

第1節 委員による労働相談

1 専門労働相談

労働相談は、個別労働関係紛争等のあっせんの端緒となることから、事務局職員による労働相談を随時受け付けているが、より専門性の高い助言を提供し、労働委員会に対する県民の認知を高めるため、公益委員と労働者委員又は使用者委員の2名による専門労働相談を定期的（定例総会の前）に実施している。

令和2年度の実施状況は、次のとおりである。

(1) 相談状況

回	実施日	担当委員	件数
116	4月14日(火)	(公) 佐藤委員 (使) 高橋委員	
117	5月26日(火)	(公) 松尾会長 (労) 福家委員	
118	6月23日(火)	(公) 安井委員 (使) 窪田委員	
119	7月28日(火)	(公) 石合会長 (労) 白石委員	
120	8月25日(火)	(公) 井上会長代理 (使) 島田委員	1
121	9月23日(水)	(公) 佐藤委員 (労) 榎原委員	1
122	10月27日(火)	(公) 松尾会長 (使) 杉ノ内委員	1
123	11月24日(火)	(公) 安井委員 (労) 河元委員	1
124	12月15日(火)	(公) 石合委員 (使) 友時委員	
125	1月26日(火)	(公) 井上会長代理 (労) 森委員	
126	2月24日(水)	(公) 松尾会長 (使) 高橋委員	
127	3月23日(火)	(公) 佐藤委員 (労) 福家委員	
計			4

(2) 相談内容

相談内容	件数
経営又は人事	2
賃金等	3
労働条件等	4
職場の人間関係	2
その他	
計	11

※ 一つの相談で複数の相談事項がある場合、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

2 無料労働問題相談会

複雑・多様化する個別労働関係紛争に対処するため、職場における労使関係の諸問題について、労使を問わず広く相談を受け付け、労使紛争の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「個別労働関係紛争処理制度」周知月間に合わせ、無料労働問題相談会を次のとおり実施した。

(1) 実施要領

期 間 令和2年10月12日(月)～18日(日) (7日間)

場 所 県庁、香川県社会福祉総合センター、丸亀市役所、さぬき市役所、県三豊合同庁舎

対象者 県内の労働者、労働組合関係者、事業主、人事・労務担当者

主 催 香川県労働委員会、香川県、香川労働局

後 援 日本労働組合総連合会香川県連合会、香川県経営者協会、香川県社会保険労務士会

(2) 相談状況

	日 時	場 所	相 談 員	件数
1	10月12日(月) 13:00～16:00	県庁	労働局相談員、特定社会保険労務士	2
2	10月13日(火) 9:30～16:00	県庁	労働局相談員、特定社会保険労務士 労働局相談員、県労働政策課相談員	0
3	10月14日(水) 9:30～16:00	丸亀市役所	(労) 榎原委員、(使) 島田委員 (公) 石合委員、(労) 福家委員	1
4	10月15日(木) 9:30～16:00	香川県三豊合同 庁舎	(公) 佐藤委員、(使) 杉ノ内委員 (労) 白石委員、(使) 高橋委員	2
5	10月16日(金) 13:30～16:00	さぬき市役所	(公) 井上会長代理、(使) 友時委員 (労) 河元委員、県労働政策課相談員	1
6	10月17日(土) 13:30～16:30	香川県社会福祉 総合センター	(公) 松尾会長、(使) 窪田委員	0
7	10月18日(日) 13:30～16:30	香川県社会福祉 総合センター	(公) 安井委員、(労) 森委員	2
計				8

(3) 相談内容

相 談 内 容	件 数
経営又は人事	8
賃金等	1
労働条件等	4
職場の人間関係	4
その他	2
計	19

※ 一つの相談で複数の相談事項がある場合、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

(参考) 最近5年間の相談件数

年度	区分 件数	実 施 場 所 ・ 日 数
28年度	26	県庁(3日)、高松市生涯学習センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)
29年度	15	県庁(2日)、高松市生涯学習センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、三豊市(1日)
30年度	15	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、三豊市(1日)
元年度	15	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、三豊市(1日)
2年度	8	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、香川県三豊合同庁舎(1日)

(4) パネル・ポスター展

無料労働問題相談会に合わせて、労働紛争解決に関するパネル・ポスター展を令和2年10月12日(月)から同月16日(金)まで、県庁本館1階ギャラリーで開催した。

第2節 出前講座

これから社会人になる高校生・専門学校生や生徒を指導する教諭を対象に、労働法の基礎知識や働くことの意義・大切さを学んでもらうため、現場の労使関係に精通し、経験豊富な労働委員会委員が講師として出前講座を実施している。

回	日時	実施先	受講者数	講師
1	7月31日(金) 15:00~16:40	(株)四電工	新入社員 57人 社員等 3人	(使) 島田委員 事務局職員
2	9月11日(金) 17:15~18:00	小豆島中央高等学校	生徒 20人 教職員 6人	(公) 松尾会長 (使) 窪田委員
3	10月29日(木) 17:35~18:30	三木高等学校	生徒 34人 教職員 11人	(公) 安井委員 (労) 白石委員
4	12月11日(金) 8:50~9:40	多度津高等学校	生徒 196人 教職員 20人	(公) 石合委員 (使) 高橋委員
5	12月16日(水) 11:45~12:35	四国学院大学香川西高等学校	生徒 128人 教職員 9人	(公) 佐藤委員 (労) 榎原委員
6	1月27日(水) 14:30~15:30	県高等技術学校	生徒 33人 教職員 8人	(公) 井上会長代理 (使) 友時委員
7	1月27日(水)	高松中央高等学校	生徒 70人	(労働ガイドの配布)

第3節 研修

委員、職員の資質の向上等を目的とし、次のとおり研修等に参加した。

1 中央労働委員会の研修

(1) 令和2年度公労使委員合同研修

(オンライン研修)

開催日 令和2年9月3日(木)、4日(金)

参加者 (公)石合委員、(労)白石委員、(使)窪田委員

内容 9月3日(木)

全体研修

- ・労働委員会について ー歴史・現状・課題ー
- ・労働法の基礎
- ・働き方改革時代における労働争議調整(あっせん)の運用と活用
- ・和解事例紹介

9月4日(金)

使用者委員研修

- ・労組法第7条の概説と不当労働行為審査制度の概要
- ・労働組合の組織変遷と合同労組案件対応
- ・職場のハラスメント防止に向けた法的留意点と企業の対応

(2) 令和2年度公労使委員個別紛争専門研修

(オンライン研修)

開催日 令和2年12月3日(木)

参加者 (公)佐藤委員、(労)福家委員、(使)杉ノ内委員

内 容 ・労働関係法令の改正等の動向
・裁判例の動向
・メンタルヘルスに関する知識と具体的な対応について
・個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例

(3) 四国地区労使関係セミナー

労使関係セミナーは、基調講演やパネルディスカッション等を通じて、裁判例や労働法制に関する情報を広く発信していくことにより、労働委員会について、労使関係者等の認識を深め、労働委員会の利用促進を図ることを目的として開催されている。

開催日 令和2年10月23日(金)

会場 徳島シビックセンター

登壇者 (公)佐藤委員(コメンテーター)

受講者 (公)佐藤委員、(労)河元委員、(使)島田委員

内容 基調講演

「中央労働委員会における労働事件について～審査経験から～」

パネルディスカッション

「紛争解決事例の検討」

(4) 第71回労働委員会事務局職員中央研修

(DVD研修)

開催日 令和3年1月5日(火)～6日(水)

参加者 大山課長補佐

内 容 ・労働委員会事務局職員に期待すること
・労働法の基礎
・法律・判例の読み方講座
・不当労働行為の審査手続について
・命令書(案)の起案のための作業手順
・調整業務の概要
・労働局のあっせん制度
・裁判所における個別労働紛争解決手続について

(5) 令和2年度労働委員会事務局職員個別紛争専門研修

(オンライン研修)

開催日 令和3年1月28日(木)～29日(金)

参加者 大山課長補佐、村上副主幹、包末主任

内 容 ・労働関係法令の改正等の動向
・基本となる裁判例
・都道府県労働委員会におけるあっせん困難事例に係る対応
・カウンセリング技法
・積極的なあっせん制度の活用について～具体例を通して～

2 四国ブロックの研修

(1) 令和2年度四国ブロック労働委員会事務局職員研修会

(オンライン研修)

開催日 令和2年9月16日(水)

参加者 村上副主幹、包末主任

議 題 労働争議調整事例及び個別あっせん事例の討議

第4節 広報状況

労働委員会制度の周知及び一層の利用拡大を図るため、積極的な広報活動を行い、労働委員会業務の効果的な運営に努めた。

1 専門労働相談

四国新聞発行の「求人ウィークリー・ジョブ」に月1回程度及び県が発信する「かがわーくメール(労働政策課作成のメールマガジン)」に月2回程度、開催情報を掲載するとともに、労働委員会ホームページにも掲載した。

2 無料労働問題相談会(10月12日～18日)

全国労働委員会連絡協議会が定めている「個別労働紛争処理制度」周知月間である10月に実施することから、各種広報媒体を通して積極的なPR活動を行った。

広報結果一覧

- ・ 広報誌関係(10月号掲載)

県広報誌及び県HP、市町広報誌(5市6町)及び市町HP(1市)

県社会保険労務士会HP

- ・ テレビ

ケーブルメディア四国文字情報放送

- ・ チラシの配布・設置

関係行政機関等、コンビニ、スーパー

- ・ 電子媒体

メルマガかがわ(9月17日、10月1日)

- ・ 折込みチラシ広告

四国新聞 求人ウィークリー・ジョブ(日曜日発行 9月27日、10月4日、10月11日)

リビングたかまつ(10月9日号)

資 料

1 年次別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）

年	区分	調整事件			不当労働行為	労働組合 資格審査	個別あつせん (平成13年～)
		あつせん	調 停	仲 裁			
昭和63年 までの計		386	28	0	400	1077	
平成元年		1	0	0	4	9	
平成2年		0	0	0	1	1	
平成3年		1	0	0	2	6	
平成4年		3	0	0	3	3	
平成5年		3	1	0	2	6	
平成6年		0	0	0	2	0	
平成7年		3	0	0	2	3	
平成8年		7	0	0	4	4	
平成9年		0	0	0	3	5	
平成10年		5	0	0	2	1	
平成11年		4	0	0	2	4	
平成12年		2	0	0	2	1	
平成13年		4	0	0	0	2	1
平成14年		6	0	0	7	4	2
平成15年		7	0	0	1	4	2
平成16年		2	0	0	0	0	3
平成17年		3	0	0	0	2	13
平成18年		1	0	0	1	2	9
平成19年		1	0	0	0	1	15
平成20年		1	0	0	2	0	5
平成21年		2	0	0	0	3	2
平成22年		0	0	0	3	0	7
平成23年		2	0	0	1	1	6
平成24年		2	0	0	6	1	5
平成25年		1	0	0	0	1	4
平成26年		0	0	0	0	0	5
平成27年		1	0	0	4	6	1
平成28年		0	0	0	0	0	2
平成29年		0	0	0	0	1	1
平成30年		0	0	0	0	0	0
令和元年		1	0	0	0	1	1
令和2年		2	0	0	0	0	6
計		451	29	0	454	1,149	90

※ 労働組合資格審査において、旧法関係（昭和24年6月9日まで）で取り扱った資格審査は、523組合である。

2 調整事件・年次別終結状況

年	区分	取扱件数			終結件数					翌年への繰越
		前年繰越	新規申請	計	解決	不調・打切り	取下げ・不開始	移管	計	
	昭和63年までの計	19	414	433	249	124	40	1	414	19
	平成元年	0	1	1		1			1	0
	平成2年	0	0	0					0	0
	平成3年	0	1	1					0	1
	平成4年	1	3	4	2	2			4	0
	平成5年	0	4	4	3	1			4	0
	平成6年	0	0	0					0	0
	平成7年	0	3	3	1	1			2	1
	平成8年	1	7	8	1	4	2		7	1
	平成9年	1	0	1	1				1	0
	平成10年	0	5	5	2	1			3	2
	平成11年	2	4	6	3	3			6	0
	平成12年	0	2	2		1			1	1
	平成13年	1	4	5	1	4			5	0
	平成14年	0	6	6	3	3			6	0
	平成15年	0	7	7	1	6			7	0
	平成16年	0	2	2	1				1	1
	平成17年	1	3	4	1	1			2	2
	平成18年	2	1	3	1	1	1		3	0
	平成19年	0	1	1			1		1	0
	平成20年	0	1	1	1				1	0
	平成21年	0	2	2	2				2	0
	平成22年	0	0	0					0	0
	平成23年	0	2	2	1	1			2	0
	平成24年	0	2	2	1	1			2	0
	平成25年	0	1	1					0	1
	平成26年	1	0	1	1				1	0
	平成27年	0	1	1					0	1
	平成28年	1	0	1	1				1	0
	平成29年	0	0	0					0	0
	平成30年	0	0	0					0	0
	令和元年	0	1	1	1				1	0
	令和2年	0	2	2		1			1	1
	計	—	480	—	278	156	44	1	479	—

※ この一覧表には、個別的労使紛争に係るものは含まれていない。

3 不当労働行為事件・年次別終結状況

年	取扱件数			終結件数								翌年への繰越
	前年繰越	新規申立	計	命令・決定					関与和解	取下げ	計	
				救済	一部救済	棄却	却下	計				
昭和63年までの計	974	400	1374	14	6	3	0	23	34	325	382	992
平成元年	18	4	22	7				7	1		8	14
平成2年	14	1	15	2				2			2	13
平成3年	13	2	15					0		1	1	14
平成4年	14	3	17	2				2	1		3	14
平成5年	14	2	16	4				4		1	5	11
平成6年	11	2	13					0		4	4	9
平成7年	9	2	11					0			0	11
平成8年	11	4	15	5				5			5	10
平成9年	10	3	13					0	4		4	9
平成10年	9	2	11					0		1	1	10
平成11年	10	2	12					0	1	9	10	2
平成12年	2	2	4					0			0	4
平成13年	4	0	4					0	2		2	2
平成14年	2	7	9					0		1	1	8
平成15年	8	1	9			1		1	1	5	7	2
平成16年	2	0	2					0	1		1	1
平成17年	1	0	1					0		1	1	0
平成18年	0	1	1					0			0	1
平成19年	1	0	1			1		1			1	0
平成20年	0	2	2					0			0	2
平成21年	2	0	2					0	2		2	0
平成22年	0	3	3					0		2	2	1
平成23年	1	1	2					0		1	1	1
平成24年	1	6	7					0		1	1	6
平成25年	6	0	6					0	3	2	5	1
平成26年	1	0	1		1			1			1	0
平成27年	0	4	4					0	1		1	3
平成28年	3	0	3		1			1	1		2	1
平成29年	1	0	1		1			1			1	0
平成30年	0	0	0					0			0	0
令和元年	0	0	0					0			0	0
令和2年	0	0	0					0			0	0
計	—	454	—	34	9	5	0	48	52	354	—	—

※ 取下げには、無関与和解等を含む

4 個別労働関係紛争あつせん事件・年次別終結状況

年	区分	取扱件数			終結件数					翌年への繰越
		前年繰越	新規申請	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平成13年		0	1	1			1		1	0
平成14年		0	2	2	1	1			2	0
平成15年		0	2	2		1	1		2	0
平成16年		0	3	3			2		2	1
平成17年		1	13	14	6	1	1		8	6
平成18年		6	9	15	5	1	9		15	0
平成19年		0	15	15	10	2		2	14	1
平成20年		1	5	6	3	2		1	6	0
平成21年		0	2	2	2				2	0
平成22年		0	7	7	4	1	1	1	7	0
平成23年		0	6	6	3			3	6	0
平成24年		0	5	5	1			4	5	0
平成25年		0	4	4	3			1	4	0
平成26年		0	5	5	1	1	1	2	5	0
平成27年		0	1	1				1	1	0
平成28年		0	2	2	1				1	1
平成29年		1	1	2			2		2	0
平成30年		0	0	0					0	0
令和元年		0	1	1	1				1	0
令和2年		0	6	6	1		2		3	3
計		—	90	—	42	10	20	15	87	—

5 年度別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）

年度	区分	調整事件			不当労働行為	労働組合資格審査	個別あつせん
		あつせん	調停	仲裁			
平成25年度までの計		447	29	0	450	1,141	76
平成26年度		0	0	0	2	0	3
平成27年度		1	0	0	2	6	1
平成28年度		0	0	0	0	0	3
平成29年度		0	0	0	0	1	0
平成30年度		0	0	0	0	0	0
令和元年度		1	0	0	0	1	2
令和2年度		2	0	0	0	0	7
計		451	29	0	454	1,149	92

6 調整事件・年度別終結状況

区分 年度	取扱件数			終結件数					翌年度 に繰越
	前年度 繰越	新規 申請	計	解決	不調・ 打切り	取下げ・ 不開始	移管	計	
平成25年度 までの計	—	476	—	276	155	44	1	476	—
平成26年度	0	0	0					0	0
平成27年度	0	1	1	1				1	0
平成28年度	0	0	0					0	0
平成29年度	0	0	0					0	0
平成30年度	0	0	0					0	0
令和元年度	0	1	1	1				1	0
令和2年度	0	2	2	1	1			2	0
計	—	480	—	279	156	44	1	480	—

7 不当労働行為事件・年度別終結状況

区分 年度	取扱件数			終結件数							翌年度 に繰越	
	前年度 繰越	新規 申立	計	命令・決定					関与 和解	取下げ		計
				救済	一部 救済	棄却	却下	計				
平成25年度 までの計	—	450	450	34	7	5		46	50	354	450	—
平成26年度	0	2	2									2
平成27年度	2	2	4						1		1	3
平成28年度	3	0	3		2			2	1		3	
平成29年度	0	0	0									
平成30年度	0	0	0									
令和元年度	0	0	0									
令和2年度	0	0	0									
計	—	454	—	34	9	5		48	52	354	454	—

8 個別労働関係紛争あつせん事件・年度別終結状況

区分 年度	取扱件数			終結件数					翌年度 に繰越
	前年度 繰越	新規 申請	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平成25年度 までの計	—	76	—	39	9	15	13	76	—
平成26年度	0	3	3		1	1	1	3	0
平成27年度	0	1	1				1	1	0
平成28年度	0	3	3	1		2		3	0
平成29年度	0	0	0					0	0
平成30年度	0	0	0					0	0
令和元年度	0	2	0	1				1	1
令和2年度	1	7	8	3		4		7	1
計	—	92	—	44	10	22	15	91	1

令和3年5月発行

香川県労働委員会年報（令和2年度）

編集 香川県労働委員会事務局
高松市番町四丁目1番10号
TEL 087-832-3721・3722・3723
FAX 087-806-0226